

平成27年 No.22

東京学芸大学学生の懲戒に関する規程の一部を改正する規程

改正理由

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）
の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

東京学芸大学学生の懲戒に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成27年 7月15日

国立大学法人東京学芸大学長

出口 利定

平成27年規程第20号

東京学芸大学学生の懲戒に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学生の懲戒に関する規程（平成19年規程第11号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学生の懲戒に関する規程の一部改正について

改正理由：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
<p>(懲戒の決定)</p> <p>第8条 学長は、第6条第6項の報告に基づき、<u>全学教室主任会</u>の議を経て懲戒を決定する。</p> <p>2 停学の始期は<u>全学教室主任会</u>の議を経て学長が決定する。</p>	<p>(懲戒の決定)</p> <p>第8条 学長は、第6条第6項の報告に基づき、<u>教授会</u>の議を経て懲戒を決定する。</p> <p>2 停学の始期は<u>教授会</u>の議を経て学長が決定する。</p>	<p>(再審査)</p> <p>第11条 懲戒処分を受けた学生は、新事実の発見その他の正当な理由がある場合には、懲戒処分書を受け取った日の翌日から60日以内にその証拠となる資料を添えて、再審査を再審査請求書（東京学芸大学学生の懲戒等実施細則 別紙様式3）により学長に請求することができる。</p> <p>2 学長は、前項の請求があったときは、再審査の要否を<u>全学教室主任会</u>に諮るものとする。</p> <p>3 学長は、<u>全学教室主任会</u>が再審査の必要があると認めるときは、再度学生委員会に調査及び審議を付託することとし、学生委員会は新たに調査委員会を設置し、第6条及び第8条に規定する手続きを経るものとする。</p> <p>4 学長は、<u>全学教室主任会</u>が再審査の必要がないと認めるときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知するものとする。</p> <p>(無期停学の解除)</p> <p>第12条 無期停学の解除は、学生委員会の発議により、<u>全学教室主任会</u>の議を経</p>	<p>(再審査)</p> <p>第11条 懲戒処分を受けた学生は、新事実の発見その他の正当な理由がある場合には、懲戒処分書を受け取った日の翌日から60日以内にその証拠となる資料を添えて、再審査を再審査請求書（東京学芸大学学生の懲戒等実施細則 別紙様式3）により学長に請求することができる。</p> <p>2 学長は、前項の請求があったときは、再審査の要否を<u>教授会</u>に諮るものとする。</p> <p>3 学長は、<u>教授会</u>が再審査の必要があると認めるときは、再度学生委員会に調査及び審議を付託することとし、学生委員会は新たに調査委員会を設置し、第6条及び第8条に規定する手続きを経るものとする。</p> <p>4 学長は、<u>教授会</u>が再審査の必要がないと認めるときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知するものとする。</p> <p>(無期停学の解除)</p> <p>第12条 無期停学の解除は、学生委員会の発議により、<u>教授会</u>の議を経て学長が</p>

て学長が決定する。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成27年7月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

決定する。

〔省略〕